

あなたの年金記録に 「旧姓」の記録はありますか？

現在、結婚されている方で、結婚される前の姓での年金記録は正確に記録されていますか。

その当時、会社や会社が経営する工場などで働いていた場合は旧姓で厚生年金に加入していた可能性があります。その会社が現在では廃業、倒産していても厚生年金の加入記録は年金機構に記録されています。

疑問のある方は、隔月開設している函館年金事務所による年金相談や役場町民生活課年金担当または各支所に相談してください。

(昨年も数名の方が旧姓での記録が見つかっています。)

◆平成27年度の国民年金保険料は

○定額保険料→月額15,590円 ○付加保険料→月額400円

郵便局、各金融機関及びコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

1年分をまとめて納付する場合や口座振替により納付する場合は保険料の割引がありますのでお問い合わせください。

◆年金を受けるためには、25年以上の受給資格期間が必要です

受給資格期間が25年未満の人は、10年保険料を納めていても、将来老齢基礎年金を受け取ることができませんので注意してください。

老齢基礎年金は、保険料の納付済の期間が40年あって始めて満額支給されます。

40年間保険料を納め続けて、65歳から年額780,100円（平成27年度4月からの額）の基礎年金が受けられます。

また、未納が多いと「遺族基礎年金」、「障害基礎年金」など、もしもの時の年金が受けられないことがありますので注意しましょう。

◆お得です 付加保険料 手続きは町民生活課又は各支所で

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障がい者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

付加保険料（月額400円）を納付すると老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金が支給されます。付加年金は（200円×付加保険料納付月数）で算出され、物価スライドはありません。

(例) 付加保険料を10年間納めると

10年間に支払う保険料 400円×120月＝48,000円

受給できる付加年金（年額） 200円×120月＝24,000円

※上記のとおり2年で納めた保険料の元がとれることとなります。

6月の年金相談 6月23日(火) 10:40～15:00

相談をスムーズにするため、事前に時間予約をしていただくことになります。

6月18日(木)までに役場町民生活課へ電話などで予約してください。

ご不明な点は、役場町民生活課 年金担当 (☎42-2275内線252) へお問い合わせください